

核兵器禁止条約で世界を変える

川崎哲

pbglobal@peaceboat.gr.jp



経過

2010.4 赤十字国際委員会(ICRC)の声明

5 NPT再検討会議、核兵器禁止条約に留意

2012.5 核の非人道性に関する共同声明(16カ国)

2013.3 核の非人道性に関するオスロ会議

10 日本、非人道性共同声明に参加

2014.2 核の非人道性に関するナジャリット会議

12 核の非人道性に関するウィーン会議

2015.1 人道の誓約

5 NPT再検討会議、禁止条約を議論

2016.2~8 禁止条約に関する国連作業部会

12 禁止交渉開始のための国連決議71/258

2017.3~7 核兵器禁止条約交渉会議

前文

- ・国連憲章の原則
- ・核がもたらす破滅的な人道上の結末／リスク
- ・倫理上の要請
- ・ヒバクシャと核実験被害者が受けてきた苦しみ
- ・先住民族への影響、女性への影響
- ・国際人道法の原則
- ・いかなる核の使用も国際人道法に違反し、人道の諸原則・公共の良心に反する
- ・核軍縮の遅さと核兵器に依存した軍事政策を憂慮
- ・NPT(礎石)とCTBT(・検証)の重要性
- ・平和軍縮教育
- ・赤十字、NGO、宗教者、議員、ヒバクシャの役割

第1条(禁止)

締約国は、**いかなる場合も**以下のことを行わない

- a) 核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵
- b, c) 核兵器やその管理の移譲(直接、間接)
- d) 核兵器の使用、使用すると威嚇
- e, f) これらの行為をいかなる形でも**援助、奨励、勧誘**すること
- g) 自国内に配置、設置、配備

核兵器禁止条約 廃棄に関する条項

第2条(申告)

核を「持っていたが廃棄した」か、「持っている」か、「他国の核を置いている」か30日以内に申告

第3条(保障措置)

IAEA保障措置(包括的保障措置)を最低限維持

第4条(廃棄)

- ・「持っていたが廃棄した」国→検証
- ・「持っている」国→廃棄プランを策定、実施・検証
- ・「他の国の核を置いている」国→速やかに撤去
- ・定期報告義務
- ・国際機関(international authority or authorities)

核兵器禁止条約 被害者援助

第5条(国内履行措置)

第6条(被害者援助と環境回復)

- ・核兵器の使用・実験で被害を受けた人々に医療的・社会的・経済的援助を行う義務
- ・核兵器の使用・実験に関連する活動で汚染された環境を回復する義務

第7条(国際協力と援助)

核兵器を使用・実験した国の援助責任

制度的取り決め

第8条 締約国会議、再検討会議

- ・検証可能、不可逆的、時間枠をもった核廃棄に関わる措置(議定書)
- ・非締約国、市民社会もオブザーバーとして招待される

第9条(費用)、第10条(改正)、第11条(紛争の解決)

第12条(普遍化)

第13~14条 署名 2017年9月20日から

第15条 発効 50カ国

第16条 留保 なし

第17条 脱退 12カ月前。武力紛争時は義務残る

第18条 他の条約との関係

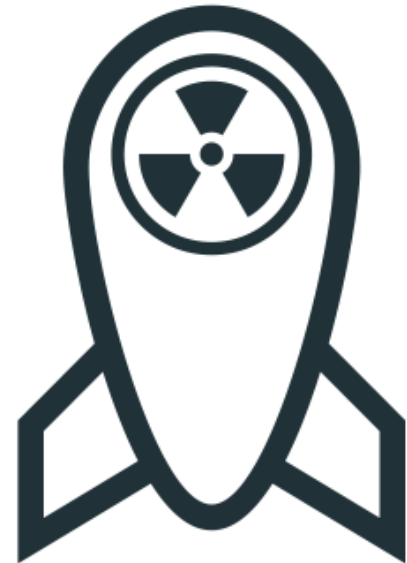
この条約の義務と矛盾しない限り他条約を害せず

第19条 寄託者、第20条 正本

議員ウォッチ2019

核兵器

Yes or No



<https://giinwatch.jp>

